

# 第8期報告書

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

高松空港株式会社

# 事業報告

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇や人手不足の顕在化、地政学リスクに加え主要国の政策変更等により依然として世界経済の先行きは不透明な状況が継続しています。

このような環境の中、当社は「空港から人と街を元気に」をミッションとして掲げ、国際線旅客ターミナルビル増改修プロジェクトをスタートさせる等、受入機能の強化と空港サービスの向上、そしてお客様の利便性・快適性向上による地域交流人口のさらなる拡大を図る施策を着実に進めてまいりました。

結果、高松空港の航空旅客数につきましては、国内線は165万人（前期比 6万人増）、国際線は48万人（前期比 22万人増）、合計で213万人（前期比 28万人増）となり、当会計年度の売上高は 2,736百万円（前期比 781百万円増 39.9%増）、営業損失は 418百万円（前期比 167百万円減）、当期純損失は 418百万円（前期比 125百万円減）、EBITDA（営業利益+減価償却費）は 279百万円（前期比 188百万円増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当期の投資は総額1,435百万円で、主なものは、灯火設備LED工事（建設仮勘定）等であります。

### (3) 財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2022年3月期)	第6期 (2023年3月期)	第7期 (2024年3月期)	第8期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	860	1,418	1,955	2,736
経 常 利 益(百万円)	△1,013	△680	△538	△414
当 期 純 利 益(百万円)	△1,018	△684	△543	△418
1株当たり当期純利益 (円)	△123,031	△82,710	△65,645	△50,558
総 資 産(百万円)	8,459	8,348	7,308	8,297
純 資 産(百万円)	5,348	4,663	4,120	3,702
1株当たり純資産額(円)	646,187	563,477	497,831	447,272

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

1株当たり純資産額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主な事業内容
三菱地所株式会社	142,414百万円	73.08%	不動産の開発、賃貸、管理

(注)当社は、親会社の使用人を当社の役員及び使用人として受け入れております。

##### ② 子会社の状況

該当ありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、コロナ禍後のビジネス旅客の行動変容がありつつも、メインの国内線需要は堅調に推移、国際線旅客数も引き続き外国人旅客の旺盛な訪日需要に支えられ増進するなど、航空需要は堅調に進展している状況にあります。

このような状況のもと、当社は2023年度に向こう5年間を見据えた中期計画を策定し、2028年度以降の飛躍を目指すための成長基盤の確立に取り組んでおります。

地元自治体や空港関係事業者と幅広く連携し国内線・国際線ともに既存路線の増便及び新規路線の誘致を継続すると同時に、国際線の増便・新規就航ニーズに応える国際線エリアの増改修工事を、安全な旅客動線と処理能力を確保しながら進めてまいります。加えて、空港運営コストの増加を適切に利用料金に反映し、空港経営の一層の安定化を推進してまいります。

また、安心・安全の空港運営を行うとともに、着実な更新投資を継続することで、社会インフラとしての機能維持・向上を図ってまいります。

具体的な取り組みは以下の通りです。

##### ① 受入環境整備

国際線エリア増改修工事を計画通り推進するとともに、安全な旅客動線の確保及び館内混雑の緩和に関係者一丸となって取り組んでまいります。また、将来にわたり空港の基盤を支える多様な人材の確保に努めてまいります。

##### ② エアラインマーケティング

高松空港特定運営事業等パートナーシップ協定に基づく自治体と連携した既存路線の増便及び新規路線の誘致施策を継続するとともに国内外チャーター便の誘致強化によるインバウンド・アウトバウンド双方での観光交流とプロモーションを促進してまいります。

##### ③ 空港経営

旅客増加やサービスの多角化等に起因する業務負荷の増大に対して、より業務効率を向上するための取組を進めてまいります。また、空港施設や諸設備の修繕維持管理コスト増、利便性・魅力度向上のための大規模設備投資コスト等を適切に空港利用料金に反映し持続性を高めてまいります。

##### ④ 設備投資計画と安全安心な空港運営

空港運営上必要な設備の更新・修繕等を着実に実施してまいります。

**(6) 主な事業内容**

当社は高松空港の運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画を行い、同空港の利用者などに対するサービスの提供を含む。）及びこれに関連する事業を行っています。

**(7) 主要な事業所**

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

**(8) 使用人の状況（2025年3月31日現在）**

使用人数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
62名(4名増)	40.6歳	6.1年

(注) 契約社員、パート社員及び派遣社員を含んでおりません。

**(9) 主な借入先の状況（2025年3月31日現在）**

借 入 先	短期借入金残高	長期借入金残高 (内1年以内返済予定額)
百 十 四 銀 行	500百万円	—
農 林 中 央 金 庫	500百万円	—
伊 予 銀 行	500百万円	—
香 川 銀 行	300百万円	—
高 松 信 用 金 庫	99百万円	—
み ず ほ 銀 行	—	250百万円 (250百万円)
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	1,200百万円 (—)
国	—	583百万円 (—)

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当会計年度末における当座貸越契約に係る借入金末残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の総額	1,600百万円
借入実行残高	1,399百万円
差引額	200百万円

## 2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000株  
 (2) 発行済株式の総数 8,277株  
 (3) 株主数 6名  
 (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
三菱地所株式会社	6,049株	73.08%
大成建設株式会社	1,000株	12.08%
香川県	578株	6.98%
パシフィックコンサルタンツ株式会社	400株	4.83%
高松市	249株	3.01%
シンボルタワー開発株式会社	1株	0.01%

## 3. 会社役員の状況（2025年3月31日現在）

### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長	小幡 義樹	
専務取締役	戸島 清景	空港営業部、リニューアル推進室担当
常務取締役	高田 達也	企画管理部担当
常務取締役	岡本 英明	空港運営事業部担当
取締役	伊東 隆行	三菱地所株式会社 空港事業部長
取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクトイノベーション事業本部 インフラビジネス統括部 エグゼクティブプロジェクトマネージャー
取締役	大山 智	香川県副知事
常勤監査役	星加 宏明	
監査役	原 耕造	大成建設株式会社 都市開発本部施設運営事業部 コンセッション事業室長
監査役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理室長

(注) 1. 2024年3月31日をもって取締役藤岡雄二氏は辞任により退任致しました。なお、2024年3月28日に決議があったものとみなされた臨時株主総会において新たに、取締役として伊東隆行氏が選任され、2024年4月1日に就任致しました。

2. 2025年3月31日をもって常務取締役高田達也氏および取締役伊東隆行氏は辞任により退任致しました。なお、2025年3月24日に決議があったものとみなされた臨時株主総会及び2025年3月28日に決議があったものとみなされた臨時取締役会において新たに、常務取締役として加藤宗泰氏、取締役として西村等氏が選任され、それぞれ2025年4月1日に就任致しました。
3. 2025年3月31日をもって監査役原耕造氏は辞任により退任致しました。なお、2025年3月24日に決議があったものとみなされた臨時株主総会において、新たに飯塚卓爾氏が社外監査役に選任され、2025年4月1日に就任致しました。
4. 取締役嶋野崇文氏及び大山智氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役原耕造氏及び柿崎修一氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 監査役柿崎修一氏は、パシフィックコンサルタンツ株式会社において経理を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (2)	25,999 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (-)
合 計	10 (4)	31,999 (-)

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
社外取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクトイノベーション事業本部 インフラビジネス統括部 エグゼクティブプロジェクトマネージャー	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。
社外取締役	大山 智	香川県副知事	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	原 耕造	大成建設株式会社 都市開発本部 施設運営事業部 コンセッション事業室長	当社は兼職先と施設設計建設発注等の取引関係があります。
社外監査役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理室長	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	嶋野 崇文	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に総合コンサルティングについての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。

社外取締役	大山 智	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に行政連携についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外監査役	原 耕造	当事業年度に開催された取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	柿崎 修一	当事業年度に開催された取締役会のすべて、また、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況（2025年3月31日現在）

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

##### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ② 取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ④ 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び三菱地所グループで共有する情報管理関連規程等に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、必要に応じ社内規程を制定し、適時見直し等の改善をする。

##### (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるほか、必要に応じ社内規程を制定する。
- ② 当社の取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

**(4) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、当社の使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「三菱地所グループ基本使命」、「三菱地所グループ行動憲章」、「三菱地所グループ行動指針」を遵守する。
- ② 当社は、「三菱地所グループコンプライアンス規程」に基づく各社コンプライアンス責任者を選任し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ③ コンプライアンスの違反等に関する事態が発生した場合は、代表取締役、取締役会、監査役会等に報告される体制を構築する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当等）に匿名で相談・申告できる「ヘルプライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

**(5) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」に基づくリスクマネジメント責任者を選任し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

**(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を共有し、親会社である三菱地所株式会社の統括のもと、業務の適正を確保する。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- ② 前号に定める使用人が配置された場合、補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ③ 取締役は前号に定める使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底すると共に、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

**(8) 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項を監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- ④ 公益通報者保護法を踏まえて、「ヘルプライン」に関する規則を整備・運用すること等により、監査役に報告を行ったことを理由として、報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項**

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ③ 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、会社に請求することができる。当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

**6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を開催し、監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に出席するなど、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。

**7. 親会社等との間の取引に関する事項**

- (1) **当社と当社の親会社等との取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項**

当社は親会社等である三菱地所株式会社から、外部の金融機関からの借入金の一部に対して債務保証を受けており、三菱地所株式会社に保証料を支払っております。

当該保証料については、市場相場を勘案して合理的に決定しております。

- (2) **当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由**

保証料について、市場相場を勘案して合理的に決定しているため、当社取締役会では当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。